

京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第149号

京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を改正する規則
京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を次のように改正する。
第1号様式注以外の部分中

「

年金受取人	住 所	加入申込者との関係
	氏 名 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	障害者との関係

」

を

「

年金受取人	住 所	加入申込者との関係
	氏 名 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	障害者との関係
京都市心身障害者扶養共済事業に関する重要事項の説明の内容を理解し、その内容に同意します。		確認印 <input type="checkbox"/>

」

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)